

都政第 322-4 号
令和 7 (2025) 年 2 月 7 日

公益社団法人全日本不動産協会
栃木県本部 本部長 稲川 知法 様

栃木県県土整備部都市政策課長

令和 7 年度からの都市計画法に基づく許可等の所管について（通知）

都市計画行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 7 年度の組織改編による土木事務所建築指導担当の本庁集約などにより、当課の事務については、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から下記のとおり許可権者等が変更となります。

つきましては、貴会員への周知について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 都市計画法第 53 条に基づく建築の許可関係（県都市計画決定に係るもの）
 - ・高根沢町及び塩谷町は、栃木県矢板土木事務所に所管が変更となります。
 - ・那珂川町は、栃木県烏山土木事務所に所管が変更となります。

（届出書の提出は、従来通り各市町で変更ありません。）
- 2 栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出関係
 - ・塩谷町は、栃木県矢板土木事務所に所管が変更となります。
 - ・那須烏山市及び那珂川町は、栃木県烏山土木事務所に所管が変更となります。

（届出書の提出は、従来通り各市町で変更ありません。）

県土整備部都市政策課
担当：坂入・津久井
TEL028-623-2462/2469